

平成17年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書の概要 (大学・短期大学、高等専門学校、法科大学院全体の状況)

- 平成17年度に実施した認証評価について、対象校及び評価担当者へのアンケートを実施。その結果等をもとに評価の有効性や適切性について検証を実施し、評価内容・方法等の改善に役立てる。

【アンケート回収状況】

◇大学・短期大学機関別認証評価

6校(大学4校・短期大学2校)中5校から回答

評価担当者(部会構成員)31名中18名から回答(回収率58%)

◇高等専門学校機関別認証評価

18校すべてから回答

評価担当者(部会構成員)54名中30名から回答(回収率56%)

◇法科大学院認証評価(予備評価)

4校すべてから回答

評価担当者(部会構成員)30名中18名から回答(回収率60%)

1 検証結果の概要

機構が定めた評価基準等について

- 「質の保証」「改善の推進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らし、評価基準の構成・内容は概ね適切。(但し、「社会からの理解と支持」については、法科大学院の対象校からは、どちらとも言えないとの回答が半数を超えた。)
- 教育活動を中心に設定していることも適切。
- 一方で対象校が自己評価しにくい、評価担当者が評価しにくい評価基準または観点(解釈指針)があるとの指摘も多く、わかりやすい表現の工夫、評価基準等の趣旨・ねらいについての十分な説明等が必要。また、観点(解釈指針)等の重複の指摘もみられたので、今後検討が必要。

研修会・説明会について

- 評価担当者に対する研修会、対象校の自己評価担当者向けの説明会・研修会については、いずれも有効性が確認。
評価担当者からは書面調査のシミュレーションの有効性が指摘、また対象校からは具体的な事例等の充実の要望が多く、引き続きこれらの面での充実を図っていくことが有効。

自己評価書について

- 対象校は概ね自己評価書の完成度に満足しているが、評価担当者からは、対象校によりわかりやすさのバラツキがある、複数の担当で執筆した場合不統一がみられるなどの問題点が指摘。引き続き説明会・研修会等で、適切な例・問題のある例などの具体例を交えた説明の工夫が必要。
- 添付資料については、対象校がどのような添付資料を用意すべきか迷った面があった。他方、評価担当者からは、必要な根拠資料の不備・不足、根拠資料の検索しにくさ等が指摘。引き続き、自己評価実施要項等における根拠資料・データの例示の充実、引用したデータが根拠資料のどこにあるかの明示などの注意喚起などが必要。

書面調査・訪問調査について

- 機構が示す「書面調査による分析状況」の内容については、対象校側から適切との評価。評価担当者が書面分析結果を記入する「書面調査票」等の様式については、見づらい、作業しにくいなどの意見も一部にあり、工夫が必要。
- 訪問調査については、対象校・評価担当者ともその有効性、特に相互の共通理解を図る上での有効性を高く評価。

評価報告書について

- 評価報告書の内容等は概ね適切。全体の評価結果に併せて冒頭に「主な優れた点」「主な改善を要する点」を記述する方式も適切との評価。
- 自己評価書や評価報告書については、対象校において積極的に公表。
- 評価結果に関するマスメディア等の報道については、とりあげ方が小さい、マイナス面ばかり強調しているなど不十分とする見方も一部にあり。
認証評価制度や機構の行う評価の趣旨や内容について理解が得られるよう、引き続きマスメディアにわかりやすく説明していくことが必要。
 - ※ 法科大学院については、予備評価のため評価結果は公表していない。

評価を受けたことによる効果・影響について

- 自己評価の実施や評価結果を受けたことにより、教育研究活動等の全体像や課題の把握に役立つとの評価。
- 評価の重要性の教職員へ浸透という面でも概ね役立つとの評価。(ただし、評価に携わった一部の教職員にとどまっているとする見方もあり。)
- 質の保証、教育研究の改善、個性の伸長への影響も概ね肯定的な評価。一方、評価を受けたことにより、学生、または広く社会からの理解と支持が得られるかについては、現段階では不明との見方もあり。
引き続き認証評価制度や機構の行う評価への社会の認知度を高めていくことも必要。
※ 法科大学院については、予備評価であるため、評価結果が公表されていない事情もある
- 評価結果を受けた改善の取組も各対象校で行われている。(具体の改善事例は別紙1のとおり)

評価の作業量等について

- 評価担当者は、自己評価書の書面調査に係る作業量・期間に対する負担感が非常に大。
主査等とその他委員の役割分担の整理、書面調査票の様式の工夫等、引き続き効率的な評価が可能となるような改善の努力が必要。
- 対象校は、自己評価書の作成に係る作業量が最も負担と意識。
認証評価制度が始まったばかりであり、評価の経験を重ねていくことにより効率化が期待。
引き続き、自己評価実施要項の改善や説明会、研修会の充実により対象校の作業効率が高められるよう工夫が必要。
- 評価担当者・対象校とも、評価作業に費やした労力は、概ね評価の目的(「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」)に見合うものであったと評価。(ただし、「社会の理解と支持」については、どちらともいえないとする見方も一定数あった。)

2 全体的な評価・課題等

- ◇ 全体として、機構の認証評価の目的等に照らして成果があがっていることが確認。
- ◇ 一方で、対象校及び評価担当者の評価に係る負担を軽減していくこと、認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことより社会からの理解・支援を得ていくことについて更に努力が必要。
- ◇ なお18年度以降、機構として既に改善等を図っている事項の例は別紙2のとおり。

認証評価結果を受けた対象校の改善取組の例

(代表的なものを抽出)

〔大学・短期大学〕

- 入学者の定員超過率が高い状態であったことを改善。
- 教養・外国語、基礎学力関連の能力育成のため、開講科目の見直し、入学時におけるプレースメントテストの実施・分析等による対応策の検討などを予定。
- 学習相談、助言の強化のため、オフィスアワーを設定。
- 今後計画されている施設についてバリアフリーの設備を積極的に導入する予定。
- 日常的な活動の記録を公式に保存するために、年報の刊行を決定。
- 新入生に対し、入学時に学長から本学の設置目的及び教育方針について総括的に説明。
- FDの一環として、新人教員教育等を実施することを決定。

〔高等専門学校〕

- 本科・専攻科のそれぞれの目標を再設定。
- 学習・教育目標及びサブ目標の構成員への周知。
- 科目間の調整を行う会議により一般科目と専門科目との連携を推進。
- 主要科目の常勤教員を採用し、充実。
- 教員の教育活動等の定期的な評価体制の整備に向け、校長を中心にWGを立ち上げ、18年度から体制を整備する予定。
- アドミッションポリシーを明確化。
- 実入学者が入学定員を下回っていた専攻科課程について改善。恒常的な定員確保に向けて他高専及びOBに対する広報の強化。
- 広報主事を設置し、学校の統一的広報活動とそのための支援活動を充実。
- シラバスの形式を統一し、評価基準や評価方法について明確化。
- 再試験要件等について、学生への周知方法を検討中。
- 学習目標の達成度について学生自身による評価を実施。
- 卒業（修了）生や進路先など関係者から在学時に身につけた学力等に関する意見を組織的に聴取するための委員会を設置。
- 学生支援体制充実のため進路指導委員会を設置。
- 自己・点検評価システムについて認証評価を機会に一元化した組織に再編。
- 自己点検・評価が前回実施からかなり時間を経過していたので年度内に実施。
- 地域への情報公開をより促進するため地域連携主任を設け、積極的な公開の努力。

〔法科大学院〕

- 科目の各科目群への位置付けの変更、各科目群の科目の修了必要単位数の見直し。
- 休業期間中の開講科目、履修登録可能条件単位数の見直し。
- 法律実務基礎科目のカリキュラムの体系化、授業内容の見直し。
- 科目間・教員間における評価尺度の共有化の取組として、全学生の成績評価一覧表を作成・配付。
- 教員に対し、他大学の非常勤講師を引き受けすぎて負担加重とならぬよう注意喚起。
- 学生による授業アンケート結果を冊子として作成。

認証評価の改善・充実のための機構の取組例

評価基準等関係

- 評価基準・観点（解釈指針）のうち誤解を招きやすい表現について、よりわかりやすく改めるなどの改訂を実施。
- 説明会、研修会、訪問調査時の機会に基準・観点（解釈指針）等の趣旨やねらいについて詳細に説明。
- 各法科大学院の現状を踏まえ、一部の解釈指針について「望ましい」とする条件を「努めている」とする条件等に改正。〈法科〉

研修・説明会関係

〔評価担当者に対する研修会〕

- 同一プログラムを2回開催し、評価担当者の都合のよい日程に参加できるよう改善。17年度実施の認証評価の経験を踏まえ、実例を交えながら書面調査のシミュレーション等の説明の実施。〈大学・短大〉
- 評価実例を4例（前年は2例）に増やして実施するなど工夫。〈高専〉
- 評価判断水準の共通認識を深めるため、17年度に実施した予備評価の具体例を示すなど工夫。〈法科〉

〔説明会・自己評価担当者等に対する研修会〕

- 関係者の要望を踏まえ、研修会の開催時期を早期化（6～7月開催）。〈大学・短大〉
- 自己評価書の作成方法の説明時に17年度の評価を受けた高専が作成した自己評価書を資料として用い、具体的な事例を示しつつ、詳細の説明を実施。〈高専〉
- 17年度に実施した予備評価の具体例を示すなどの改善を実施。自己評価担当者等に対する研修会において、自己評価書の記述例（イメージ）の提示、基準を詳細な図表により明示するなど説明資料の充実。〈法科〉
- 解釈指針との対応関係及び引用したデータの場所を自己評価書中に明示するよう説明を実施。〈法科〉

書面調査・訪問調査関係

- 従来はメールで行っていた評価担当者への連絡・資料について、Share Stageシステム（共通のサーバ）を導入し、データ等のやりとりについて安全性・利便性を向上。
- 書面調査票の様式等について、書面調査結果のまとめ役である主査とその他の委員を別様式とするなど、役割分担の明確化等の改善。〈大学・短大〉
- 対象校・委員の要望を踏まえ、訪問調査の実施日程の事前調整を早め、訪問調査実施4ヶ月前に日程を確定。〈法科〉
- 訪問調査のスケジュールについて、学生面談の時間を延長、施設調査を1日目に実施するなど調査方法の適切・効率化。〈法科〉